

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案
規制の名称	農水産業協同組合貯金保険機構による報告の請求等
規制の区分	拡充
担当部局	農林水産省 経営局 金融調整課
評価実施時期	令和2年12月～令和3年3月
規制の目的、内容及び必要性等	金融システムの安定に係る国際的な基準においては、グローバルな金融システム上重要な金融機関について、当該システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められる場合に、その資産及び負債の秩序ある処理に関する措置を講ずることができる仕組みを整備することが求められている。 これを踏まえ、今般、農林中央金庫（以下「農林中金」という。）に係る「秩序ある処理」に関する措置を講ずることに伴い、当該処理に係る業務を行う農水産業協同組合貯金保険機構（以下「貯金保険機構」という。）が、平時から、農林中金等の業務や財産の状況を適時に把握できるようにするため、貯金保険機構の求めに応じ、農水産業協同組合が遅滞なく報告を行う仕組みを整備する必要がある。 【規制の内容】 ・ 貯金保険機構は、その業務を行うため必要があるときは、農水産業協同組合に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができることとし、 ・ 当該報告又は資料の提出を求められた農水産業協同組合は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならないこととする。 （既に資料の提出を求めることは可能となっており、新たに、業務又は財産の状況に関する報告を求めることを可能とするもの。）
想定される代替案	—

直接的な費用の把握	要素
遵守費用 行政費用	農水産業協同組合において貯金保険機構から求められた報告に対応するための費用が発生する。本規制により、仮に、貯金保険機構が農林中金に対し、今後の取引や財務状況の見込み等の貯金保険機構の業務に必要な情報について、年間１件の報告を求め、農林中金において、当該報告書の作成等に係る事務作業が５人日発生した場合、費用は以下のとおり。 事務作業費用 １件／年×５人日／件 × ２６千円／人日※ ≒ １３万円／年 ※厚生労働省「令和元年度毎日勤労統計」「産業別月間現金給与総額」「金融業・保険業」を２１日で除して算出 貯金保険機構において、農水産業協同組合に報告を求めることに伴う費用が発生する。本規制により、仮に、年間１件報告を求め、それに伴う事務作業が５人日発生した場合、費用は以下のとおり。 事務作業費用 １件／年×５人日／件× ２０千円／人日※ ≒ １０万円／年 ※人事院「令和２年度国家公務員給与等実態調査」「平均給与月額」を２１日で除して算出
直接的な効果（便益）の把握	貯金保険機構は、農水産業協同組合の業務又は財産状況を適切に把握することができることから「秩序ある処理」を円滑に実施することが可能となるが、その効果を定量的に把握することは困難である。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	特段の副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。
費用と効果（便益）の関係	遵守費用及び行政費用が発生するが、当該費用は、最小限の事務コストにとどまる上、農林中金の経営破綻の未然防止を通じて金融システムの安定を図ることを目的としており、遵守費用の負担者である農水産業協同組合等はこの政策目的の受益者でもあることから、その負担は十分に受忍しうるものとなっている。

その他の関連事項	該当なし。
事後評価の実施時期等	法施行後 5 年を目処として事後評価を実施する。
備考	